

建築基準法の規定による

建築設備の  
定期検査報告と

# 維持管理のしおり

この「しおり」は保管してください

建築設備定期検査実施記録表付

換気設備

排煙設備

非常用の照明装置

給水・排水設備



東京都・都内各特定行政庁

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

# 建築設備定期検査報告

私の会社に役所から  
建築設備定期検査報告の  
案内が届いていますけど  
これって何の検査ですかね？



アレ！  
同じ案内が  
きていますよ

よくわからないので  
役所に聞いてみましょう



ハイ！  
建築課です！



## Q. この制度は、どういう制度ですか？

▲. 建築基準法に基づき、  
事故や災害等を未然  
に防止するために建  
築物に設けられてい  
る建築設備の状態を  
検査し、毎年、報告  
していただくもので  
す。

(詳細は、16 頁をご覧ください。)



# 制度って何!?! Q&A



## Q. どんな建築物が対象になっているのですか？

▲. 多くの人が利用する大規模建築物・複合用途ビル、事務所ビル、飲食店、ホテル、劇場、共同住宅等の建築物が対象となります。

(詳細は、18頁をご覧ください。)

## Q. どんな建築設備を検査するのですか？

▲. 次の建築設備が対象となります。

### 1. 換気設備

集会場や無窓居室、火気使用室の風量測定等を行い、運転状況等进行检查します。(詳細は、5頁をご覧ください。)



### 2. 排煙設備

排煙口の風量測定等を行い、運転状況等进行检查します。(詳細は、8頁をご覧ください。)



### 3. 非常用の照明装置

照度の測定等を行い、予備電源等の性能や外観等进行检查します。(詳細は、10頁をご覧ください。)



### 4. 給水設備及び排水設備

給水タンク等や配管等の検査をします。(詳細は、12頁をご覧ください。)



## Q. だれが検査をするのですか？

- ▲国土交通大臣の定める建築設備検査員資格者証の交付を受けている技術者等\*です。

(詳細は、16頁の③をご覧ください。)

\*建築基準法第12条第3項及び同施行規則第6条の5第2項の規定に基づく資格者証の交付を受けている者



## Q. 検査した建築設備の報告書はどこに提出するのですか？



- ▲一般財団法人 日本建築設備・昇降機センターに提出します。同センターから所轄の行政庁に送付されます。

(詳細は、17頁の⑥をご覧ください。)

## Q. 検査者がいない場合はどこへ連絡すればよいのですか？

- ▲検査者をご存知ない場合は一般財団法人 日本建築設備・昇降機センターにお問い合わせいただくか、センターのホームページに掲載している「建築設備定期検査のための実務講習会」受講者名簿等を参考にして、検査者に直接お問い合わせください。

(問い合わせ先については、冊子の裏表紙をご覧ください。)

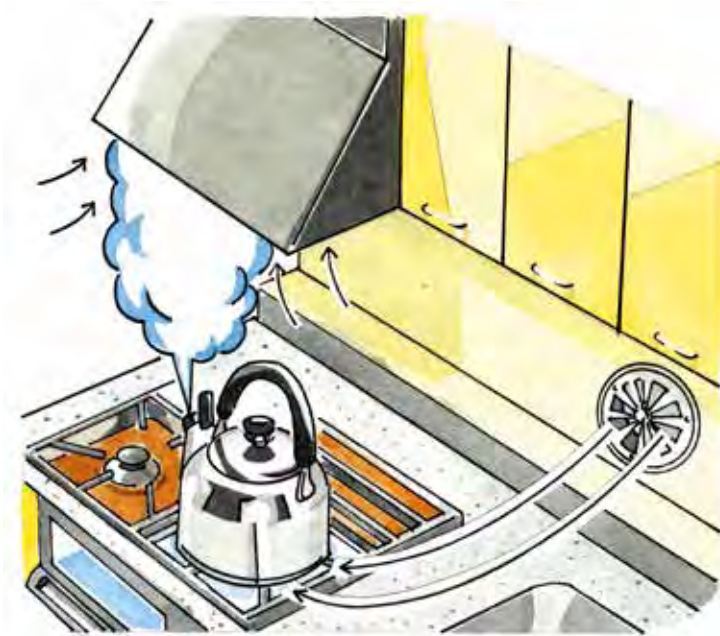


所有又は管理している建物が報告対象になっているかは検査者に確認してもらいましょう。

**受けて安心定期検査**

# 1. 換気設備

## ● 換気設備とは？



飲食店の厨房等にあるガス器具を使用する場合は空気中の酸素が必要です。外気を供給し、廃ガスを排出し、室内の空気を新鮮に保つのが排気フード等の換気設備です。

給気口がふさがれていたり、また、排気フードの油汚れ等により換気量が不足すると、ガス器具が不完全燃焼をおこし、一酸化炭素(CO)が発生することがあります。

この一酸化炭素(CO)は、人体にとって非常に有害で、中毒により死亡する場合があります。このような危険から生命を守り、室内の空気環境を常に快適に保つためには、換気設備が必要となります。

■ 給気口をふさがないように、  
注意しましょう。



※給気口が  
ふさがれている



建物内の汚れた空気と清浄な外気を入れ換えるのが換気設備です。

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂や集会場又は窓等の開口部が設けられていない居室には、換気設備による換気が必要です。

室内の空気清浄度と居住者の健康を保つために必要な換気量が定められています。

## ● 定期検査の内容は？

排気フード等が正しくはたらいっているか、油汚れによる機能の低下はないかを検査します。



排気フードの風量を測定したり、運転状態等を検査します。修理や改善が必要な場合は適切なアドバイスがあります。



熱線式風速計

## ● 日常の維持管理

換気装置についての油やほこりは、その機能を低下させるばかりでなく、ダクト火災等の原因にもなります。

換気設備による事故を未然に防ぎ、また、設備を長持ちさせるためには正しい使用と日ごろの手入れが必要です。



- ガス器具使用時には必ず換気装置を運転し、正しく換気をしましょう。



← 油汚れをおとすには、洗剤等を使用すると効果的です。

- 排気フード、排気ガラリ、グリスフィルターの汚れは1ヶ月に1回程度清掃しましょう。

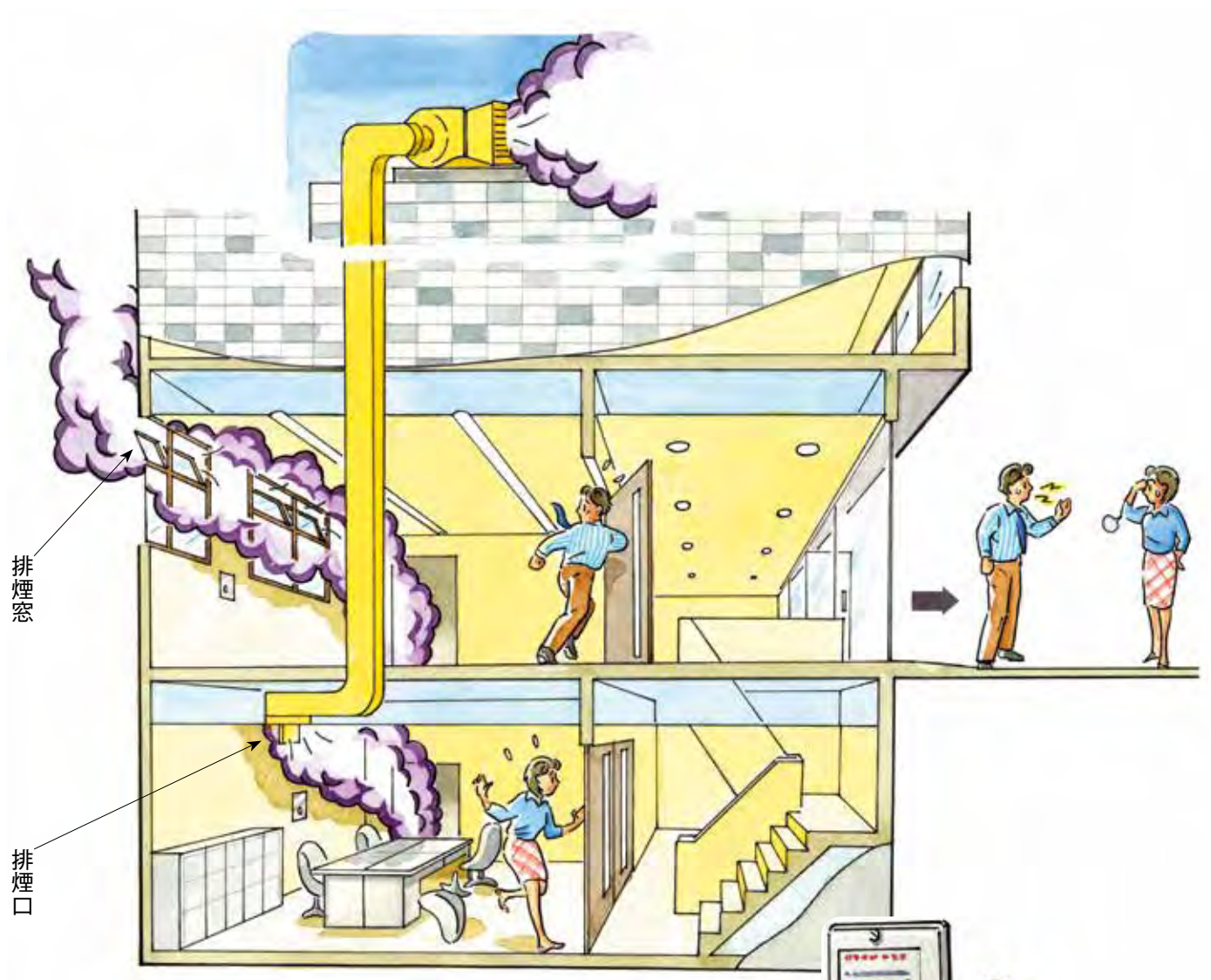
- ガス臭いと感じたら、窓を開けて原因が判明するまでガス器具の使用はやめましょう。



## 2. 排煙設備

### ● 排煙設備とは？

火災時に発生する煙や有害ガスを建物の外へ排出し、屋外等に安全に避難できるようにして、尊い生命を守るための設備です。



#### 機械排煙設備（吸引式）

手動開放装置を操作することにより排煙口が開き自動的に排煙機が作動して煙や有毒ガスを排出します。

手動開放装置（電気式）



## ● 定期検査の内容は？

機械排煙設備では、排煙口等の開閉、手動開放装置、排煙機等の運転状況、規定の排煙風量が確保されているかを検査します。

修理や改善が必要な場合は適切なアドバイスがあります。



## ● 日常の維持管理



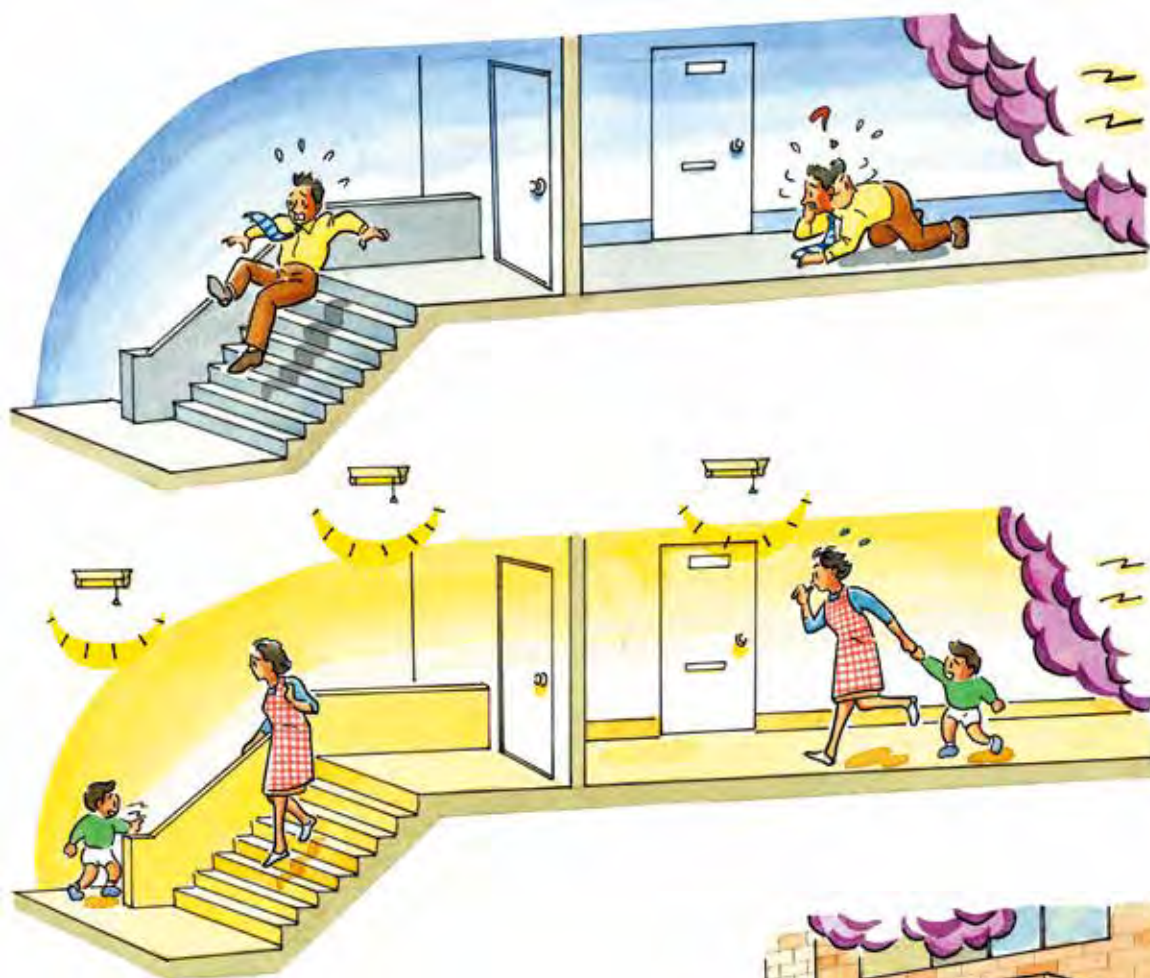
排煙設備は、火災が発生した時の避難の際に有効にはたらくように、排煙口や手動開放装置の近くには障害となる物品を置かないなどの日頃の維持管理が重要です。

■ 手動開放装置は見えるようにしましょう。

### 3. 非常用の照明装置

#### ● 非常用の照明装置とは？

火災や地震等で停電となった場合、暗やみの中での避難は、思わぬケガをしたり、出口がわからずパニック状態になり、煙にまかれて死亡するおそれもあります。非常用照明が点灯していると避難に必要な最低限の明るさが確保され、避難を助けます。



非常用照明



ハロゲン・蛍光灯・大臣認定LED  
一般の照明器具とは異なります。

誘導灯



消防設備は  
定期報告の対象外です。



## ● 定期検査の内容は？

停電時に規定の明るさが確保できているかを、照度計で照度を測定したり、予備電源（バッテリー等）等の性能や外観を検査します。修理や改善が必要な場合は適切なアドバイスがあります。



## ● 日常の維持管理

非常用の照明装置は、停電時に有効に点灯するよう、日頃の維持管理が重要です。



■ 点検用スイッチを引くと非常用照明が点灯するか確認できます。

- 非常用照明からの光をさえぎる物は、置かないでください。
- 球切れや、管球の劣化により照度が低下していないか確認しましょう。

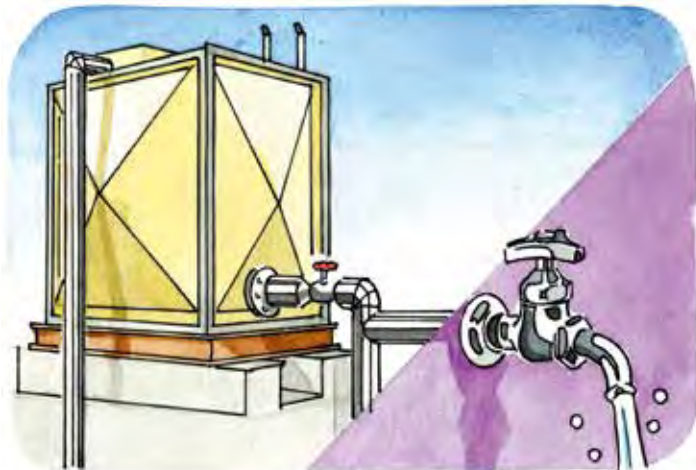


## 4. 給水設備及び排水設備

### ● 給水設備及び排水設備とは？

日常生活で欠かせない空気と水、この内、飲用の水の供給と排水を担っているのが給水設備及び排水設備です。

一般に公共水道水を貯水（受水）タンクに受け、給水（高置）タンクや加圧ポンプ等から給水配管によって各給水栓に供給されます。



### ● 定期検査の内容は？



給水設備及び排水設備が正常に機能し、衛生的に飲料水の供給と排出がなされるよう、給水設備機器、排水設備機器、配管等の状況を検査します。修理や改善が必要な場合は適切なアドバイスがあります。

## ● 日常の維持管理

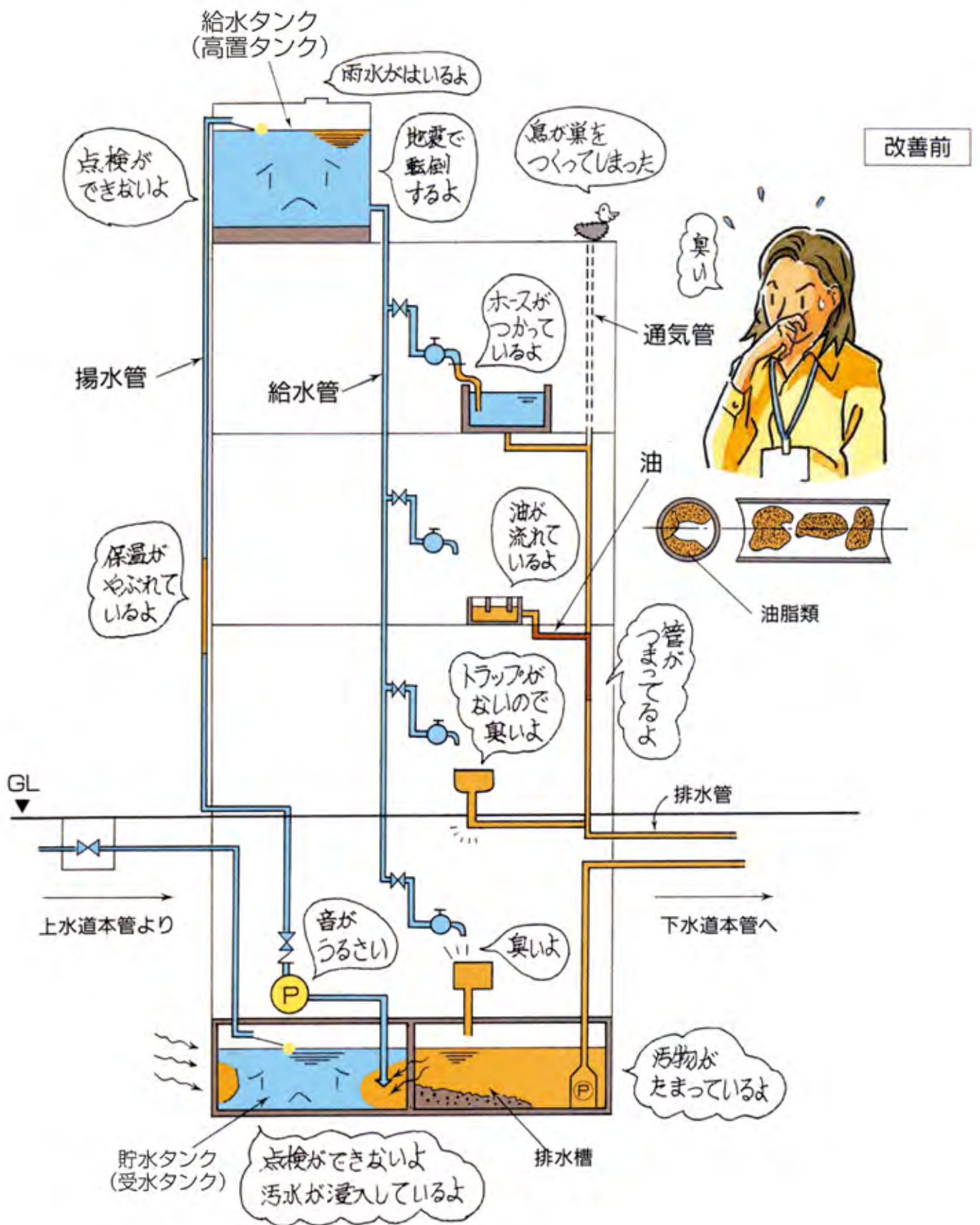
飲料用水の貯水（受水）タンク等は、虫や汚水等の浸入防止を図るなど、衛生面の維持管理が必要です。



- 貯水（受水）タンク等は、定期的に清掃点検し、汚れ等の除去を行いましょう。
- 排水槽等は、定期的に清掃点検し、汚水や沈殿物を除去し、悪臭の発生を防止しまししょう。
- 飲食店の厨房等の阻集器は、定期的に清掃点検しまししょう。

- 排水器具に設けられている排水トラップの封水は、下水からの悪臭漏れを防止するものです。封水を確保し悪臭のない室内にしまししょう。
- 配管の損傷を防ぐため、高温の排水を多量に流さないようにしまししょう。
- 赤水・青水が発生した場合は、早期に診断・改修を行いまししょう。





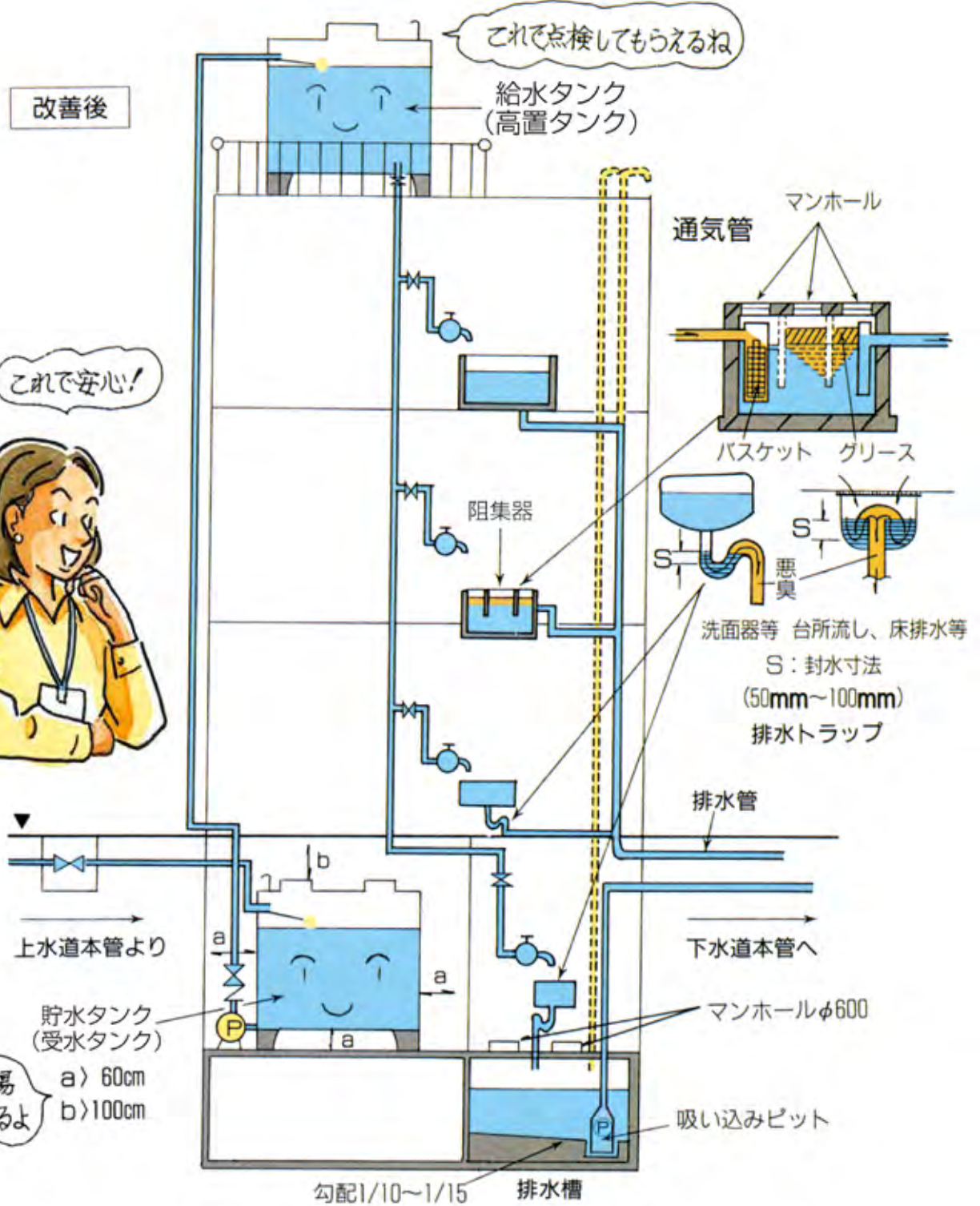


改善後

これで安心!



保守点検が容易  
かつ安全にできるよ



## 5. 建築設備定期検査報告書の提出について

あなたが所有又は管理している事務所ビル、飲食店、ホテル、劇場、複合用途ビル、共同住宅等の建築物のうち、東京都知事又は特定行政庁（区長・市長）が指定する建築物に設けられた建築設備（換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備）は、建築設備検査員等による定期検査が必要です。その検査結果を**一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター**を経由して、東京都知事又は特定行政庁（区長・市長）に報告することになっています。毎年定期的に検査し報告書を提出してください。

### ① 対象建築物及び対象建築設備

各行政庁の建築基準法施行細則に指定されている、定期報告を要する建築設備は、18頁の（い）欄の用途、（ろ）欄の規模に該当する建築物に設けられた（は）欄の建築設備です。

### ② 報告義務者

報告をしなければならない方は、対象建築設備の所有者又は管理者（所有者からその建築設備について維持管理上の権原を委任された方）です。

### ③ 検査者

検査は次の資格を有する技術者により実施してください。

(1) **一級建築士又は二級建築士**

(2) **国土交通大臣が定める建築設備検査員**

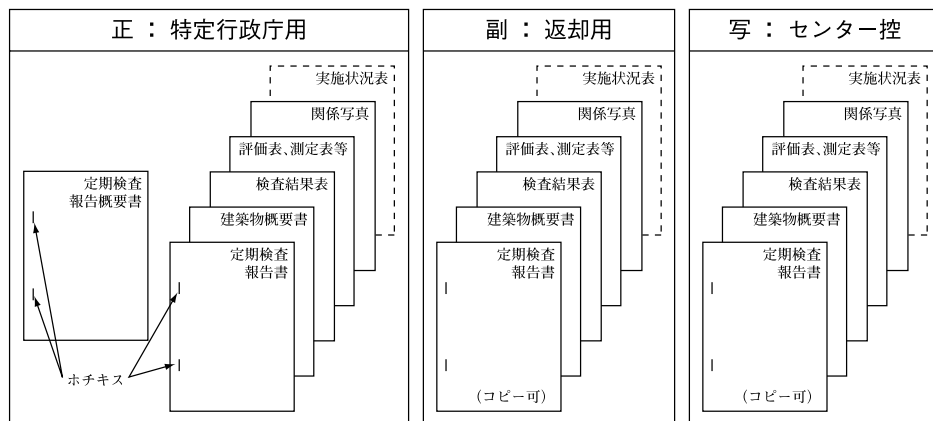
### ④ 提出する報告書

指定の用紙※を使用し、「定期検査報告書（建築設備（昇降機を除く。）」第一面から第三面」、「建築物概要書」、該当する設備の「検査結果表」、「換気状況評価表、換気風量測定表、排煙風量測定記録表、照度測定表、関係写真（別添様式）」及び「3年までの間に1回行う検査項目の年度別実施状況表」のうち該当するものに記載して各3部提出してください。また、「定期検査報告概要書（建築設備（昇降機を除く。）」を1部提出してください。



報告者及び検査者の印は正本に押印し、副本及び写しは正本のコピー（印影があること）でも結構です。

※指定用紙は、一般財団法人 日本建築設備・昇降機センターのホームページ（<http://www.beec.or.jp>）からダウンロードできます。

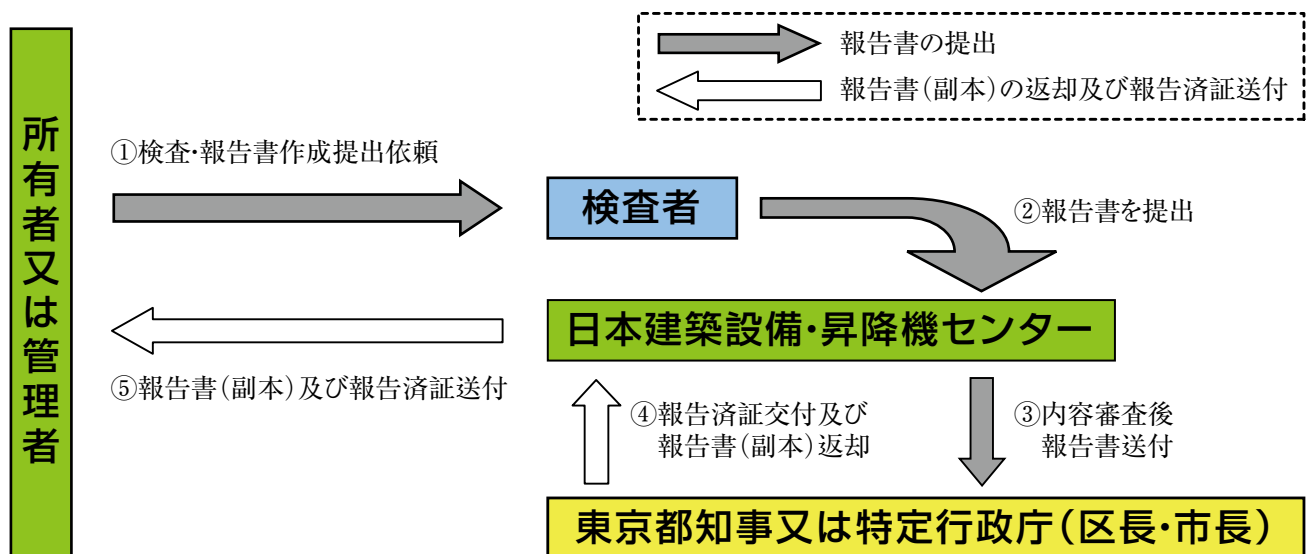


## ⑤ 報告書の提出期日

前年の報告日の翌日から一年を経過する日までに提出してください。

ただし、新築の場合は、検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して二年を経過する日までに第一回目の提出をしてください。

## ⑥ 報告書の流れ



「建築設備定期検査報告書」は検査後1ヶ月以内に報告書を作成し、一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 定期報告部へ提出してください。（報告書の作成、提出は検査者が代行します。）

## 定期検査対象建築物及び対象建築設備

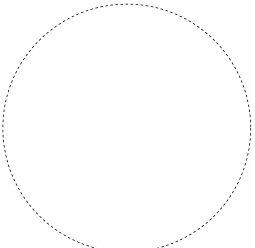

	(い) 用途 (※注1)	(ろ) 用途に供する部分 (※注2) の規模又は階	(は) 定期報告を必要とする建築設備
一	劇場・映画館・演芸場	次のいずれかに該当するもの (次項以下同じ) ① $A \geq 200 \text{ m}^2$ ② 主階が1階にないもので $A > 100 \text{ m}^2$ ③ $F \geq 3$ 階 ④ 地階にあるもの	<b>1 機械換気設備</b> (1) 無窓居室に設けられた機械換気設備、中央管理方式の空気調和設備又は国土交通大臣の認定を受けた換気設備 (法第28条第2項ただし書の換気設備) (2) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の居室に設けられた機械換気設備、中央管理方式の空気調和設備又は国土交通大臣の認定を受けた換気設備 (法第28条第3項) (3) 火気使用室に設けられた機械換気設備 (法第28条第3項)  <b>2 機械排煙設備</b> (1) 法第35条に基づいて設置された機械排煙設備 (2) 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設けられた機械排煙設備  <b>3 非常用の照明装置</b> 法第35条に基づいて設置された非常用の照明装置  <b>4 給水設備及び排水設備</b> 法第36条に基づいて設置された給水タンク、貯水タンク又は排水槽のいずれかを有する建築物に設けられた給水設備及び排水設備
二	観覧場 (屋外観覧席のものを除く)・公会堂・集会場	① $A \geq 200 \text{ m}^2$ (平屋建て集会場の場合は、客席及び集会室が $A \geq 400 \text{ m}^2$ ) ② $F \geq 3$ 階 ③ 地階にあるもの	
三	旅館・ホテル・病院・診療所 (患者の収容施設があるものに限る)・児童福祉施設等 (※注3に掲げるものに限る)	① $A \geq 300 \text{ m}^2$ (平家建ての場合は、 $A \geq 500 \text{ m}^2$ ) ② $F \geq 3$ 階 ③ 地階にあるもの	
四	児童福祉施設等 (※注3に掲げるものを除く)	① $A > 300 \text{ m}^2$ (平家建ての場合は、 $A \geq 500 \text{ m}^2$ ) ② $F \geq 3$ 階	
五	百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗・展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店	① $A \geq 500 \text{ m}^2$ ② $F \geq 3$ 階 ③ 地階にあるもの	
六	学校・学校に附属する体育館	① $A > 2,000 \text{ m}^2$ ② $F \geq 3$ 階	
七	博物館・美術館・図書館・ボウリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場・体育館 (いずれも学校に附属するものを除く)	① $A \geq 2,000 \text{ m}^2$ ② $F \geq 3$ 階	
八	共同住宅・寄宿舎 (※注4に掲げるものに限る)	① $A \geq 300 \text{ m}^2$ (2階部分) ② $F \geq 3$ 階 ③ 地階にあるもの	
	共同住宅・寄宿舎・下宿 (※注4に掲げるものを除く)	① $A > 1,000 \text{ m}^2$ かつ $F \geq 5$ 階	
九	複合用途建築物 (八の用途と一から七までの用途の1以上を併せるもの)	① $A > 1,000 \text{ m}^2$ かつ $F \geq 5$ 階	
十	複合用途建築物 (一から七までの用途の2以上を併せるもの)	① $A > 500 \text{ m}^2$ ② $F \geq 3$ 階	
十一	事務所その他これに類するもの (5階建以上、かつ、延べ面積が $2,000 \text{ m}^2$ を超える建築物)	① $A > 1,000 \text{ m}^2$ かつ $F \geq 3$ 階	
十二	地下街	① $A > 1,500 \text{ m}^2$	

- ・「 $F \geq 3$  階」、「 $F \geq 5$  階」、「地階」にあるものとは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が  $100 \text{ m}^2$  を超えるものをいいます。
- ・「 $A$ 」は、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- ・共同住宅 (高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く) の住戸内は、定期検査の報告対象から除かれます。

- ※注
1. 建築物の「用途」は、建築基準法、同施行令、東京都建築安全条例等に明確に定義されていないので、社会通念上、他法令の定義等を参考に実質的な用途とします。
  2. 「用途に供する部分」とは、原則として主たる用途に供する部分、これに付随する部分とします。なお、複合用途の建築物では、原則として専用部分の面積を合計して対象建築物となるかどうかを判断します。(例) 物品販売業を営む店舗：売場、店舗用倉庫、管理事務所、喫煙所、便所等
  3. 高齢者、障害者等の就寝の用に供する施設で、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、老人短期入所施設その他これに類するもの、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲動犬訓練施設、救護施設、更生施設、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設をいいます。
  4. 高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅または寄宿舎で、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。

## 6. 定期検査報告済証

報告書を提出していただきますと、検査結果が良好な建築設備には、定期検査報告済証が発行されます。この報告済証は見やすいところに掲示してください。

 <p>この証票は建築基準法第12条第3項の規定により特定行政庁に報告済であることを証明する</p>	<b>建築設備 定期検査報告済証</b>	
		
報告年月日  検査者 第 号 及番号 氏 名 建築物所在地  建築物名称  検査対象 建築設備 報告先特定行政庁 特定行政庁番号 発行 財団法人日本建築設備・昇降機センター	折 り 目	基本No. _____ 有効期限 _____ No. _____ 検査者氏名 _____ 印

なお、建築設備に修理や改善が必要な場合は、修理や改善が完了するまで検査報告済証は発行されません。報告書の指摘事項を確認し、検査者のアドバイスを受け、早急に修理や改善を行ってください。常に建築設備の適正な維持管理を図り、事故等の災害を未然に防止するよう心掛けてください。

この建物の設備は安全なんだ！



## 換気関係事故事例

発生年月日・発生地	発生状況	推定される原因
H.15.8.11. 東京都	小学校の陶芸室で、教員が入口の戸を開けたところ炎が吹き出した。(2人火傷)	室の給気口を塞いだ状態で長時間陶芸釜を使用したため、給気不足により酸欠状態で未燃ガスが滞留、戸を開けたため急激に酸素が供給されたので未燃ガスが燃焼したものと推定。
H.15.8.24. 千葉県	共同住宅でシャワー使用中に倒れ病院へ搬送。(1人CO中毒)	台所の換気扇を回したままCFふろがまを燃焼させ、逆風止めから排気があふれ、不完全燃焼をして安全装置が作動したが、再度点火して使用を継続したので浴室室内に排気が充満したものと推定。
H.15.9.3. 東京都	老人ホームの厨房で、従業員が食器洗浄器を使用中気分が悪くなり、病院へ搬送。(7人CO中毒)	窓を閉め切り冷房した状態で、給排気ファンを作動させずに不完全燃焼していた食器洗浄器を使用したため、室内にCOを含む排気が充満したものと推定。
H.15.9.4. 愛知県	病院で厨房の隣室で従業員が倒れていた。(1人CO中毒)	排気フード内に設置してあるCF式大型湯沸器を換気設備が故障したまま長時間使用したため、不完全燃焼を起こし、屋内にCOを含んだ排気が充満したものと推定。
H.15.9.14. 東京都	ラーメン屋厨房で従業員が倒れていた。ガスこんろ5口のうち1口にスープの入った鍋が置かれ、火がついていた。(2人死亡)	入口のシャッター及び出入口が閉められ、換気扇も回さず、閉め切った店内で火が燃え続け、不完全燃焼を起こしたものと推定。
H.15.12.7. 青森県	飲食店に客が入店したところ、店主が倒れていた。(1人CO中毒)	飲食店内の立消え安全装置無業務用一口コンロの器具栓が誤作動又は不注意で多少開となっていたため、店内に滞留したガスによりCO中毒になったものと推定。
H.16.1.13. 兵庫県	飲食店厨房で作業して帰宅した従業員が、気分が悪くなり病院へ搬送。(1人CO中毒)	排気ファンが故障した状態で、食器洗浄機用の湯沸器を長時間使用したため、不完全燃焼を起こしたものと推定。
H.16.2.6. 北海道	調理場で爆発が起こり、店主が火傷を負った。(1人負傷)	原因等詳細は不明であるが、コンロの器具栓からガスが漏れ、近くのピットに滞留し、コンロに点火したときに引火、爆発したと推定。
H.16.2.17. 東京都	製菓専門学校の実習室でパン焼き器を使用中、気分が悪くなり、病院に搬送。(15人CO中毒)	パン焼き器の排気フードの構造上の欠陥および定格以上のガスインプットに設定されていたため、不完全燃焼を起こしたものと推定。
H.16.3.2. 北海道	給食室で回転釜に手動点火しようとしたところ、漏えいしていたガスに引火、爆発した。(1人負傷)	回転釜の器具栓が完全に閉止されていなかったためガスが漏れ、回転釜に手動点火したときにガスに引火、爆発したと推定。
H.16.5.1. 東京都	飲食店でフライヤーを使用中、従業員2名が気分が悪くなり、病院に搬送。(2人CO中毒)	換気扇を作動せずに、フライヤーを長時間使用したため、不完全燃焼を起こしたものと推定。
H.16.6.10. 栃木県	調理場で回転釜に点火しようとしたところ、排水溝に滞留していたガスに引火した。(1人負傷)	器具栓が既に開いていたためガスが漏れ、排水溝に滞留し、回転釜に点火したときに引火、爆発したと推定。
H.16.6.25. 兵庫県	美容院でFE式湯沸器を使用中、従業員4名が気分が悪くなり、病院に搬送。(4人CO中毒)	FE式湯沸器の熱交換機部分のフィン部が目詰まりした状態で、長時間使用したため、不完全燃焼を起こしたものと推定。
H.16.7.4. 静岡県	カレー店でフライヤーを使用後、従業員が目がちかちかすると訴えた。(1人CO中毒)	エアコンの冷風がフライヤーの排気口にあたり、気流が乱れたため換気不良となったものと推定。

発生年月日・発生地	発生状況	推定される原因
H.16. 8. 3. 和歌山県	店舗で、訪問者が従業員1名が倒れており、蒸し器から白い煙が出ているのを発見、病院に搬送。(1人死亡)	窓・扉を全て閉じ、また換気扇を作動せずに、蒸し器を長時間使用したため、不完全燃焼を起こしたものと推定。
H.16. 8.16. 東京都	飲食店舗で開店準備のため、オーブンを使用中、従業員4名が、気分が悪くなり病院に搬送。(4人CO中毒)	電気オーブンの増設工事のため、前日に排気フード内の排気ファンが取り外されていた。この状態でオーブンを使用したため排気フードから漏れた廃ガスが厨房室内に逆流したものと推定。
H.16. 9. 1. 愛知県	学校の給食室で貯湯式湯沸器の種火を点火しようとしたところ、滞留していたガスに引火した。(1人負傷)	貯湯式湯沸器の種火を点火しようとした際、数回、点火作業を繰り返したがうまく点火せず着火が遅れ、その間に滞留していたガスに引火したと推定。
H.16. 9. 5. 東京都	開店準備中の焼き鳥店において爆発が起こり、店長及び通行人が負傷した。(2人負傷)	開店準備中に何らかの原因で室内に充満していたガスが爆発したと推定。
H.16. 9.11. 秋田県	理容室で洗髪のため湯沸器(6号)を使用中、店主他3名が気分が悪くなり、病院に搬送。(4人CO中毒)	台風により湯沸器の煙突立ち上がり部の支持金物が外れ、T型トップがぶら下がり、廃ガスが逆流止めより店舗内にあふれ出したものと推定。
H.16. 9.20. 福岡県	作業員宿舎の1階食堂で朝食の準備をしていた従業員が炊飯器のスイッチを入れた時、爆発が起こり、社員が顔面に火傷を負った。(1人負傷)	食堂の業務用3口コンロのうち何らかの原因で2口の器具栓が開いていたため、ガスが漏れ出したものと推定。(ガス漏れ警報器未設置)
H.16.11.10. 静岡県	飲食店でオーブンが爆発し、吹き飛ばされた扉により従業員1名が打撲した。(1人負傷)	負傷した従業員が休憩に入る時、器具元コックは閉めたがオープンコックを閉め忘れ、他の従業員が気が付かずコンロ調理を開始したためオーブン内に滞留していたガスに引火爆発し、前面に扉が吹き飛ばされたものと推定。
H.17. 2.18. 北海道	そば屋でそばゆで釜を使用中、従業員3名が、気分が悪くなり病院に搬送。(3人CO中毒)	そばゆで釜の煙突の先端に立てかけてあった金属板が倒れ、煙突を塞いだため、不完全燃焼を起こしたものと推定。
H.17. 2.20. 大阪府	社員食堂で食器を洗うため湯沸器を使用中、従業員2名が倒れ病院に搬送。(2人CO中毒)	廃気フードの屋外に設置された防虫網が油等で目詰まりしたことにより、室内に流入したものと推定。
H.17. 3.26. 新潟県	居住者がシャワーを使用中に倒れ、4日後に死亡。(1人死亡)	屋外型湯沸器の設置場所が居室部の外側ではあったが四方が囲まれていたため、不完全燃焼を起こしたものと推定。
H.17. 5.29. 兵庫県	弁当販売店で炊飯器2台を使用中、店長と従業員が気分が悪くなり病院に搬送。(2人CO中毒)	換気扇を作動せずに、炊飯器を使用したため、不完全燃焼を起こしたものと推定。
H.17. 6.24. 東京都	焼肉店の厨房で調理していた従業員2名と客5名が相次いで気分が悪くなり病院へ搬送。(7人CO中毒)	屋上の排気ファンを停止した状態で厨房内の排気ファンを運転すると、厨房内のCF式湯沸器からの廃ガスが客室の排気筒に逆流したため、不完全燃焼を起こしたものと推定。
H.17. 7. 5. 岡山県	保育園の業務用厨房で、業務用コンロを使用中、栄養士1名が気分が悪くなり倒れ、病院に搬送。(1人CO中毒)	出入口・窓を閉めエアコンを運転し、排気フードファンを使用しない状態で、業務用コンロを長時間使用したため、不完全燃焼を起こしたものと推定。
H.17. 9.12. 新潟県	パン屋でパン焼き中、店の主人と従業員2名が意識を失い倒れ、病院に搬送。(1人CO中毒)	LPG用のパン焼き器を都市ガス用に改造し、COが発生する調整不良の器具を換気不十分な状態で使用したため、不完全燃焼を起こしたものと推定。

発生年月日・発生地	発生状況	推定される原因
H.17.10.22. 福井県	うどん屋の厨房でパート従業員が開店準備のためうどん釜の器具栓を操作して着火させたつもりが着火せず、しばらくして点火用ライターで点火した際、爆発しパート従業員1名が負傷した。(1人負傷)	うどん釜の器具栓を操作して着火させたつもりが、実際には着火せずガスが漏えいしており、再度点火用ライターで点火した際、その漏えいしていたガスに引火、爆発したと推定。
H.17.11.28. 東京都	台所に設置されていたFE式大型湯沸器(不完全燃焼防止機能なし)を使用中、気分が悪くなり倒れ、病院に搬送。(1人死亡、1人CO中毒)	平成18年8月の製品安全総点検において、安全装置の改造し、また排気ファンを使用しなかったため、不完全燃焼を起こしたものと推定。
H.17.12.31. 熊本県	飲食店の厨房兼作業場で瞬間湯沸器を使用中、従業員が気分が悪くなり病院に搬送。(1人CO中毒)	換気扇を作動せずに、瞬間湯沸器を使用したため、不完全燃焼を起こしたものと推定。
H.18. 2.16. 長野県	飲食店の厨房で屋外式大型湯沸器を使用中、従業員4名が気分が悪くなり病院に搬送。(4人CO中毒)	設備業者(電気工事業者)が、強制排気式(FE式)大型湯沸器を撤去し、同一場所の屋外厨房に屋外式大型湯沸器(RF型)を設置。当該湯沸器はファンの目詰まりのため不完全燃焼を起こしたものと推定。
H.18. 5.18. 島根県	家庭科の調理実習室でガスオープンを担当教諭が再点火したところ、滞留していたガスに引火した。(1人負傷)	ガスオープン8台を点火したが、何らかの原因で1台のガスオープンの火が消えてしまい、担当教諭が再点火したところ、滞留していたガスに引火したと推定。(1人負傷)
H.18. 6.21. 東京都	パン屋でパンオープンを使用中、気分が悪くなり、病院に搬送。(8人CO中毒)	換気扇を作動せずに、パンオープンを長時間使用したため、不完全燃焼を起こしたものと推定。
H.18. 7.17. 東京都	飲食店に勤務する男性が店の中で倒れているのを男性の母親が見つけ119番通報。母親とその後店にきた父親も気分が悪くなり、病院に搬送。(1人死亡、2人CO中毒)	換気扇を作動せずに、大型湯沸器(CF型)を長時間使用したことと湯沸器の熱交換器に異物の詰まりがあったことにより、不完全燃焼を起こしたものと推定。
H.18. 7.21. 長野県	飲食店でガスコンロ、ガスかまどを使用中に気分が悪くなり、病院に搬送。(2人CO中毒)	換気扇を作動せずに、ガスコンロ、ガスかまどを長時間使用したため、不完全燃焼を起こしたものと推定。
H.18. 9.18. 千葉県	飲食店でグリルを使用中に従業員3名が気分が悪くなり、病院に搬送。(3人CO中毒)	店舗内の給気ファンが故障した状態で、ガスコンロ、ガスかまどを長時間使用したため、不完全燃焼を起こしたものと推定。
H.18.10.21. 東京都	建物の4階客室にいた11名のうち、9名が気分が悪くなり、病院に搬送。(9人CO中毒)	建物の3階厨房の大型湯沸器からの廃ガスが専用フードと排気ダクト接続部の隙間から天井内にあふれ、さらに、天井裏4階床のコンクリートスラブに亀裂があり、その隙間から4階客室に侵入したものと推定。
H.18.12.29. 東京都	飲食店で業務用のオープンを点火しようとした時、異常燃焼した炎で1名が火傷した。(1人負傷)	業務用のオープンツマミが開になっていたことに気づかず、ガス栓を開にして、オープンを点火しようとして種火を近づけたため、オープン内に滞留していたガスに引火し異常燃焼したと推定。
H.19. 1.11. 香川県	小学校の給食調理室で業務用食器洗浄機の使用後、同じ建物の2階のコンピューター室で、クラブ活動中の児童らが頭痛やめまい等の体調不良を訴え病院に搬送。(9人CO中毒)	原因は調査中であるが、排気ダクト内に残留していた一酸化炭素を含む排気ガスが、排気ダクト内壁の隙間あるいは亀裂等から室内に漏れ出したものと推定。
H.19. 2. 3. 新潟県	菓子製造事業所内で従業員が頭痛等の体調不良を訴え、病院へ搬送。(10人CO中毒)	詳細は調査中であるが、何らかの原因で一酸化炭素を含む排気ガスが室内に漏れ出したものと推定。
H.19. 2. 7. 神奈川県	小型湯沸器から水が出たままの状態であっていた。(1人死亡)	詳細は調査中であるが、高濃度の一酸化炭素が室内に漏れ出したものと推定。

発生年月日・発生地	発生状況	推定される原因
H.19. 3. 4. 長野県	ドライブインにある物産センター地下1階の菓子製造工場で、一酸化炭素中毒により従業員5名が病院へ搬送。(5人CO中毒)	詳細は調査中であるが、排気ファンを停止したままでオープンを使用したことによるものと推定。
H.19. 4.12. 福井県	保育園で従業員がガス回転釜に点火しようとしたが、使用前に回転釜を水で洗浄し、水分が付着してなかなか点火しなかったため、ガスが充満し、引火、爆発した。(1人負傷)	原因は従業員の点火ミスによるものと推定。
H.19. 5.23. 京都府	飲食店の厨房で、業務用めんゆで器に点火しようとしたところ、漏えいしていたガスに引火し、店員2名が火傷を負った。(2人負傷)	原因は従業員の点火作業のミスによるものと見られるが、ガス漏れ警報器が作動しており、その後の換気が不十分であったことも事故の要因になったと推定。
H19.7.14 長崎県	飲食店で従業員が業務用オープンを使用中に一酸化炭素中毒で病院に搬送された。(2人CO中毒)	当該機器が埃詰まりにより不完全燃焼して一酸化炭素が発生し、換気扇を使用せずに使用したことで排気が室内に充満したものと推定。
H19.8.7 東京都	食器洗浄機を使用中気分が悪くなり、その後一酸化炭素中毒と診断。(4人CO中毒)	当該機器の給気ファンに埃が詰まり給気不足による不完全燃焼となったこと、及び換気設備を使用せず窓を締め切って機器を使用していたことが原因と推定。
H19.8.30 東京都	業務用厨房で食器洗浄機を使用中気分が悪くなり、その後一酸化炭素中毒と診断。(3人CO中毒)	当該機器の熱交換器のフィンに油埃が付着し給気不足による不完全燃焼となったこと、及び換気設備を使用せず窓を締め切り機器を使用していたことが原因と推定。
H19.10.17 埼玉県	居住者が入浴中に気分が悪くなり、病院に搬送。(5人CO中毒)	浴室に隣接する洗面所の湯沸器と排気筒の接続部に貼られたアルミテープの隙間から高濃度の一酸化炭素を含む排ガスから室内に流出したことが原因と推定。
H19.11.26 広島県	居住者が入浴中に心配停止で発見され、病院に搬送されたが死亡。(1人死亡)	屋外式給湯器を囲い込み、屋内同様の状態となっており、また機器の換気筒及び排気フードが故障しており換気不良により不完全燃焼を起こしたものと推定。
H20.10.24 佐賀県	結婚式場の配膳室で、従業員が食器洗浄器を使用中に気分が悪くなり病院へ搬送された。(6人CO中毒)	従業員は換気扇を使用せず、また機器の排気フードはほとんど排気を吸引しない状態であったことが原因と推定。
H20.11.25 広島県	共同住宅で、居住者が浴室内でシャワーを使用中、一酸化炭素中毒となり病院へ搬送される。(1人CO中毒)	風呂釜の給排気部と外壁との間に隙間があり、屋外に排出された排気ガスがここから浴室内へ流入したものと推定。
H21.1.17 岐阜県	住宅で、ガス臭の通報でかけつけたガス事業者が住人が倒れているのを確認。(2人死亡)	洗面所設置の瞬間湯沸器の排気ファンの不稼働と推定。
H21.1.26 鹿児島県	高等学校の調理自習中に一酸化炭素中毒になり、病院で治療をうける。(18人CO中毒)	調理実習室内の給湯ボイラーの一酸化炭素を含む排ガスが室内に漏れたものと推定。
H21.6.2 山口県	宿泊施設において、滞在していた小学生ら22人が一酸化炭素中毒となり、病院へ搬送された。(1人死亡、21人CO中毒)	地下の給湯ボイラーが何らかの原因で不完全燃焼を起こし、発生した高濃度の一酸化炭素が蓋でふさがれた煙突から外部に排出されずに建物内に充満したと推定。
H21.6.4 東京都	共同住宅で住民が一酸化炭素中毒で病院に搬送。(3人CO中毒)	外壁塗装工事中の養生シートがベランダの屋外式風呂釜の給気口や居室の換気口を塞いでいたためと推定。
H21.7.21 石川県	小学校で食器洗浄機のメンテナンス作業中の作業員が一酸化炭素中毒で病院に搬送されたが死亡。(2人死亡)	事故当時、給湯器を使用していたが、換気扇は使用せず。何らかの原因で一酸化炭素中毒を含む排気ガスが室内に漏れ出したものと推定。

発生年月日・発生地	発生状況	推定される原因
H22.2.2 東京都	共同住宅で屋外式給湯つき風呂釜を使用中、気分が悪くなったとして住民2人が搬送された。(2人CO中毒)	機器の設置場所に前面を覆う形で取り付けられた木製スリット板があり、排気が十分開放されず、直上の窓の隙間から室内に流入と推定。
H22.2.3 東京都	飲食店で従業員が一酸化炭素中毒症状で病院にて治療。(1人CO中毒)	めんゆで器の不完全燃焼と、営業終了後のため換気扇が停止していたことが原因と推定。
H22.8.18 長野県	公民館内の料理教室において、大鍋で調理中のガスこんろの不点火が発生し、一酸化炭素中毒の症状により利用者を病院に搬送。(7人CO中毒)	事故当時換気扇は作動していたが、エアコン使用のため窓を全て閉め切っており、新鮮空気が吸気されていない状態であったと推定。
H22.9.13 奈良県	ショッピングセンター鮮魚部の従業員が魚焼き器を約2時間使用中に体調不良で病院に搬送。(4人CO中毒)	厨房の換気扇が当日朝に発生した落雷により使用不能となりこのため、一酸化炭素を含む排気が滞留したものと推定。
H22.11.29 山口県	協同組合施設の調理室において、ガスコンロを使用の利用者が一酸化炭素中毒の症状を訴え病院に搬送。(7人CO中毒)	こんろの不完全燃焼により一酸化炭素が発生し、換気扇不使用のため排気が室内に滞留したものと推定。
H23.1.2 長崎県	ホテルの宴会場において、会食中の客が一酸化炭素中毒症状と見られる症状を訴え、病院で治療を受ける。(12人CO中毒)	宴会場の隣の機械室にある湯沸し器が給気不足により不完全燃焼を起こし、高濃度の一酸化炭素が発生したためと推定。
H23.2.5 広島県	社員寮の居住者が、ガス湯沸器を使用中に一酸化炭素中毒により病院に搬送され、治療を受ける。(1人CO中毒)	開放式ガス湯沸器の上部のフードが取り外され、排気口の上におかれたままになっており排気が妨げられ、不完全燃焼により高濃度の一酸化炭素が発生したものと推定。
H23.2.24 東京都	飲食店の厨房で従業員が、めんゆで器を使用中に頭痛を訴え、病院にて一酸化炭素中毒の可能性が高いと診断された。(1人CO中毒)	当該めんゆで器から高濃度の一酸化炭素中毒が発生すること、及び厨房の排気ダクトファンのベルトが外れていたために排気が屋外に排出されない状態であったと推定。
H23.3.28 福岡県	公民館地下1階休憩室入り口付近で倒れている作業員を発見。病院にて一酸化炭素中毒と診断。(1人CO中毒)	ボイラー室の吸収式冷温水発生器から通常濃度を超える一酸化炭素が検出され、また休憩室を経由する排気ダクトに腐食があり、漏れ出た排気ガスが休憩室に侵入したことによるものと推定。
H23.8.13 兵庫県	飲食店で従業員が一酸化炭素中毒となった。(3人CO中毒)	厨房にて、換気扇を作動させないまま業務用めんゆで器を使用したことにより不完全燃焼を起こしたものと推定。
H24.6.3 神奈川県	飲食店において、従業員がガス機器（業務用レンジ、業務用オーブン、めんゆで器）及び薪釜を使用中、体調不良となったことから、病院で診察を受けたところ、一酸化炭素中毒と診断。(2人CO中毒)	換気扇を作動させずにガス機器及び薪釜を使用していたことから、当該機器及び釜から排出された一酸化炭素が室内に滞留したものと推定。
H24.8.7 秋田県	店舗兼工場において、従業員が業務用オーブンを使用中に体調不良となり、病院で診察を受けたところ、一酸化炭素中毒と診断。(1人CO中毒)	工場内の常時作動させている排気スイッチを事故前夜アルバイトが切ってしまい、翌朝出社した従業員がそれに気づかないまま当該オーブンを使用したため、オーブンから排出された一酸化炭素が室内に滞留したものと推定。
H24.12.15 愛媛県	飲食店において、ガスオーブンを使用中、従業員が体調不良となり、病院で一酸化炭素中毒と診断される事故が発生。(3人CO中毒)	排気筒外側に網がかけられ、埃が目詰まりしていたことから、排気不良により不完全燃焼が発生し、一酸化炭素が室内に滞留したものと推定。



発生年月日・発生地	発生状況	推定される原因
H25.2.21 岐阜県	交流施設において、そば打ち体験学習中の高校生と教員、そば打ち体験学習の講師が、一酸化炭素中毒により病院で治療を受ける事故が発生。(19人CO中毒)	めんゆで器の排気口が、鍋で塞がれていたことから排気不良となり、不完全燃焼を起こして一酸化炭素が発生したものと推定。
H25.5.13 香川県	パン屋の開店前に、従業員が一酸化炭素中毒により病院に搬送される事故が発生。(2人CO中毒)	窓を閉め切った状態で換気扇を稼働させないで業務用オープンを使用したため、換気不良による不完全燃焼で一酸化炭素が発生し、室内に滞留したものと推定。
H25.6.12 沖縄県	パン屋で、業務用オープン（パン焼釜）を使用中、従業員1名が死亡、1名が一酸化炭素中毒となる事故が発生した。事故当時、エアコンを付け、建物内の窓等を締め切り、換気扇を動かさない状態で業務用オープンを使用していた模様。(1人死亡、1人CO中毒)	高濃度の一酸化炭素が検出されていることから、何らかの原因で業務用オープンが不完全燃焼となり、室内に充満した一酸化炭素により中毒を起こしたものと推定。
H25.7.18 香川県	病院内の食器洗浄室で、食器洗浄機を使用中、従業員が一酸化炭素中毒で意識不明となる事故が発生。(1人CO中毒)	換気不良による不完全燃焼で発生した一酸化炭素により中毒を起こしたものと推定。

朝日新聞

夕刊

朝日新聞東京本社  
〒100-8701 東京都千代田区千代田2-1-1  
電話03-5561-3111

# 新宿ビル火災 44人死亡

## 歌舞伎町

### 3・4階、2店焼く 飛び降り3人けが

#### 開かぬ窓、階段1つ 建物の構造 惨事招く

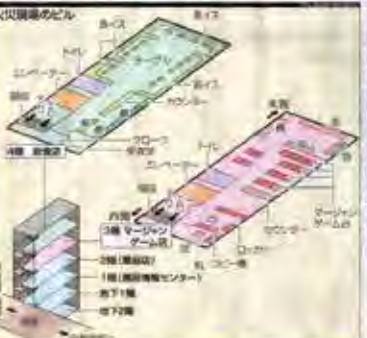


【東京1日電】歌舞伎町に所在する「新宿ビル」で、1日午後11時30分ごろに発生した火災で、死者44人、けが者10人、焼損面積約1000平方メートルに達した。火災は、3階と4階の店舗が焼けた。また、3階から4階へ向かう階段が閉鎖されていたことが、犠牲者が増えた原因の一つと見られる。

新宿ビルは、歌舞伎町に所在する「新宿ビル」で、1日午後11時30分ごろに発生した火災で、死者44人、けが者10人、焼損面積約1000平方メートルに達した。火災は、3階と4階の店舗が焼けた。また、3階から4階へ向かう階段が閉鎖されていたことが、犠牲者が増えた原因の一つと見られる。

紙面から  
18 防災の日 各地で訓練  
4 WTCの命懸け

テレビラジオ16・17面 天気18面



火災現場のビル  
新宿ビルは、歌舞伎町に所在する「新宿ビル」で、1日午後11時30分ごろに発生した火災で、死者44人、けが者10人、焼損面積約1000平方メートルに達した。火災は、3階と4階の店舗が焼けた。また、3階から4階へ向かう階段が閉鎖されていたことが、犠牲者が増えた原因の一つと見られる。



新宿ビル火災現場の地図

4.11(前) 4.11(前) 4.11(前)  
4.11(前) 4.11(前) 4.11(前)  
4.11(前) 4.11(前) 4.11(前)

（以下は記事の続き）

新宿ビルは、歌舞伎町に所在する「新宿ビル」で、1日午後11時30分ごろに発生した火災で、死者44人、けが者10人、焼損面積約1000平方メートルに達した。火災は、3階と4階の店舗が焼けた。また、3階から4階へ向かう階段が閉鎖されていたことが、犠牲者が増えた原因の一つと見られる。

火災の原因は、3階の店舗で発生したと見られる。火は、3階から4階へ向かう階段を伝って4階に広がり、2店舗を焼けた。また、3階から4階へ向かう階段が閉鎖されていたことが、犠牲者が増えた原因の一つと見られる。

# CO中毒？ 親子3人死亡 前橋

二十日午後七時五十分ごろ、前橋市問屋町一にあるアパート一階の会社員方で、妻、長男の三人が倒れているのを、妻の同僚が発見し一一九番通報した。救急隊が駆けつけたが、三人は死亡していた。

前橋署の調べによると、会社員と長男は居間で、妻は風呂場の洗い場で倒れていた。長男と妻は裸だった。妻は十九日夜に仕事を無断で休んでおり、同僚は一週間前から「風呂ガス釜が壊れている」と聞いたという。

発見時、台所の湯沸器からホースでお湯を風呂に入れた形跡があり、同署では、十九日から夜にかけて、親子で入浴した際に、湯沸器を長時間使ったことによる一酸化炭素中毒が原因とみて調べている。

# ふろ釜の安全装置働かず 男性がCO中毒死

### 同型装置緊急調査問題なし

東京都北区的都営アパートで、月の中旬、住民の男性(33)が、不完全燃焼防止の安全装置が働かずに釜の溶接部で、一酸化炭素(CO)中毒により死亡していたことが三十日、明らかになった。同装置のない旧式ふろ釜では、CO中毒死事故が多発していたが、同装置付きふろ釜での事故死は初めと疑

いもあり、警視庁科学捜査研究所と王子署は、ふろ釜の任意提出を受けて、詳しい鑑定を進めている。事故が起きたのは、同区堀船三丁目の都営アパート。二月十一日午後七時半ごろ、男性が入浴のため、浴室に入ったが、約二十分たらずに意識を失った。家族が不審に思い、浴室を開けたところ、浴室の洗い

場には倒れていた。男性は、病院に運ばれたが、間もなく死亡が確認された。行政が、CO濃度が高まったと推定した。しかし、本来動作するはずの安全装置がなぜ作動しなかったか、その理由は特定できなかった。

このふろ釜は、関西の大手上ふろ釜メーカーが九一年に製造した「自然排気式」と呼ばれるタイプ。販売元全装置はいずれも正常に作用していたものと同型のふろ釜でもある東京ガスの管内一動、ナゾはかえって深まっ(一都八県)で、現在、同じ型のふろ釜が約五万台使われている。東京ガスでは事故後、同時に製造された同タイプのふろ釜二百台について緊急調査したが、安全



CO中毒死事故の起きた現場で使われていたものと同型のふろ釜

【不完全燃焼防止装置】然排気式のふろ釜で、死亡事故が相次いだことから、万が一、不完全燃焼が起きても、事故を防げるように、九〇年以降、業界の自主基準として、このタイプのふろ釜に取り付けられるようになった。現在は、

「屋外式」や「強制排気式」のふろ釜が主流になっているが、同タイプは構造上、中毒の危険性は低く、同装置のついていないものが多

かけられていたという。換気扇は回っておらず、入り口のシャッター裏のドアは閉まっていた。同署は閉めきった店内でコンロの火が燃え続け、結果、不完全燃焼を起こした可能性があるとしている。

さんは13日午後8時ごろ外出した後、さんと14日午前2時過ぎに店に来てそのままだ内にいたらしい。

# CO中毒？2人が死亡

## 高田馬場 コンロかけっぱなし

14日午後1時ごろ、東京都新宿区高田馬場4丁目のマンション一階にあるラーメン店「アルパイト」の女性(28)から、男性2人が倒れている一なぞという通報があった。2人はまもなく死亡した。店内から高い濃度の一酸化炭素が検出され、警視庁は一酸化炭素中毒が死因とみている。

調理場の床、さんは客席に倒れていた。調理場のガスコンロの口のうち1口にストーブのついた鍋が置かれ、火に

# 関係条文抜粋

## 【建築基準法】

### (報告、検査等)

#### 第12条

3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第12条の3第2項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

## 【建築基準法施行令】

### (勧告の対象となる建築物)

第14条の2 法第10条第1項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第6条第1項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。  
一 階数が5以上である建築物  
二 延べ面積が1,000㎡を超える建築物

### (定期報告を要する建築物等)

第16条 法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とする。  
一 地階又は3階以上の階を法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が100㎡以上の建築物  
二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないもの  
三 地階又は3階以上の階を法別表第1(イ)欄(2)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物  
四 3階以上の階を法別表第1(イ)欄(3)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物  
五 地階又は3階以上の階を法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物  
2 法第12条第1項の政令で定める建築物は、第14条の2に規定する建築物とする。  
3 法第12条第3項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。  
一 第129条の3第1項各号に掲げる昇降機（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

## 【建築基準法施行規則】

### (建築設備等の定期報告)

第6条 法第12条第3項の規定による報告の時期は、建築設備又は防火設備（以下「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね6月から1年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、1年から3年まで）の間隔をおいて特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。  
一 法第12条第3項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める特定建築設備等について、設置者が法第7条第5項（法第87条の2において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第7条の2第5項（法第87条の2において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合  
二 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する特定建築設備等について、設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証（当該指定があった日以後の設置に係るものに限る。）の交付を受けた場合  
2 法第12条第3項の規定による検査は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。  
3 法第12条第3項の規定による報告は、昇降機にあっては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書に、建築設備（昇降機を除く。）にあっては別記第三十六号の六様式による報告書及び別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書に、防火設備にあっては別記第三十六号の八様式による報告書及び別記第三十六号の九様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の六様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の八様式、別記第三十六号の九様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあっては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。  
4 法第12条第3項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

## 【東京都建築基準法施行細則】

### (定期報告を要する建築物の指定等)

第10条 法第12条第1項の規定に基づき令第16条第1項各号に定める建築物に係る規則第5条第1項の規定により定める報告の時期は、次の表の(イ)欄に掲げる用途ごとに、当該建築物に係る法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（以下この条において「検査済証」という。）の交付を受けた日の属する年度の翌年度以降でそれぞれ同表(ロ)欄に掲げるとおりとする。（P18参照）  
2 法第12条第1項の規定により指定する建築物は、次の表の(イ)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が、同表(ロ)欄に掲げる規模又は階のもの（ただし、前項に規定するものを除く。）とし、規則第5条第1項の規定により定める報告の時期は、当該建築物に係る検査済証の交付を受けた日の属する年度の翌年度以降でそれぞれ同表(ハ)欄に掲げるとおりとする。（P18参照）

### (定期報告を要する特定建築設備等の指定)

第12条 法第12条第3項に規定する特定建築設備等（以下「特定建築設備等」という。）のうち、同項の規定に基づき指定するものは、次に掲げるものとする。  
一 法第12条第1項の規定により報告の対象となる建築物に設ける建築設備のうち次に掲げるもの  
イ 法第28条第2項ただし書の換気設備又は同条第3項の規定により設ける換気設備（自然換気設備を除く。）  
ロ 法第35条の排煙設備又は令第129条の13の3第13項に規定する構造を有する非常用エレベーターの昇降路若しくは、乗降ロビーに設ける排煙設備で、排煙機又は送風機を有するもの  
ハ 法第35条の非常用の照明装置  
二 法第36条の規定により設ける給水又は排水の配管設備で、給水タンク、貯水タンク又は排水槽を設けるもの

### (特定建築設備等の定期報告の時期等)

第13条 法第12条第3項の規定により報告の対象となる特定建築設備等及び令第138条の3に規定する昇降機等（以下「報告対象特定建築設備等」という。）に関する報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は、知事が別に定めるところによるものとする。  
2 法第12条第3項の規定により報告の対象となる特定建築設備等に係る規則第6条第1項の規定により定める報告の時期は、当該特定建築設備等に係る法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（以下この項において「検査済証」という。）の交付を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日までに1回とし、その後においては、前回の報告を行った日の翌日から起算して1年を経過する日まで（前回の報告を行わなかった場合は、前回の報告を行うべき時期の終期の日の翌日から起算して1年を経過する日まで）に1回とする。ただし、規則第6条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が定める検査の項目については、検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までに1回とし、その後においては、前回の報告を行った日の翌日から起算して3年を経過する日まで（前回の報告を行わなかった場合は、前回の報告を行うべき時期の終期の日の翌日から起算して3年を経過する日まで）に1回とする。  
3 (省略)  
4 報告対象特定建築設備等について、第9項に定める再使用をする場合における規則第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定により定める報告の時期については、前2項の規定を準用する。この場合において、第2項中「法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日」とあるのは「第9項の規定による届出を行った日」と読み替えるものとする。  
5 規則第6条第3項に規定する報告書は、報告の前日1月以内に検査し、作成したものでなければならない。  
6 規則第6条第4項の規定により定める書類は、知事が別に定める建築物概要書とする。  
7 報告対象特定建築設備等を廃止し、又は使用を休止（当該報告対象特定建築設備等について、最後に法第12条第3項の規定による報告を行った日の翌日から起算して1年（令第138条の3に規定する昇降機等にあっては、6月）を経過する日の翌日以降の日まで休止する場合に限る。）したときは、遅滞なく、別記第二十一号様式の二による特定建築設備等廃止・使用休止届を知事に届け出なければならない。ただし、建築物の全部を除去することに伴い、除去した建築物に設置された報告対象特定建築設備等を廃し、かつ、別記第四号様式の二による建築物除却届を知事に届け出た場合はこの限りではない。  
8 第2項及び第3項の規定にかかわらず、前項の規定により休止した旨の届出をした報告対象特定建築設備等については、当該届出の日から当該報告対象特定建築設備等に係る次項の規定による届出を行う日までの間は、法第12条第3項の規定による報告を要しない。  
9 第7項の規定による休止の届出をした報告対象特定建築設備等を再使用しようとするときは、使用する日の3日前までに、別記第二十一号様式の二による特定建築設備等再使用届に規則第6条第3項及び第4項又は第6条の2の2第3項及び第4項に定めるそれぞれ該当する書類を添えて知事に届け出なければならない。

定期検査を受けてみんなの安心・安全をはかりましょう！



ホテル・旅館に泊まるときや、映画館・百貨店等に入ったときは、避難経路等を確認しましょう。

この表に定期検査の経過を記入しておくこと、次回の検査に便利です。

## 建築設備定期検査実施記録表

建物名称			
所在地			
用途		建築面積	m <sup>2</sup>
階数	地上	階	地下
			階
		延べ面積	m <sup>2</sup>
確認済証交付者 確認済証交付年月日 及び番号	年 月 日 号		
検査済証交付者 検査済証交付年月日 及び番号	年 月 日 号		
建築物基本番号	□ - □□ - □□ - □□ - □□□□ - □		

	提出年月日 (検査年月日)	検査者 資格及び番号	連絡先	備考
年度	年 月 日 ( 年 月 日)			
年度	年 月 日 ( 年 月 日)			
年度	年 月 日 ( 年 月 日)			
年度	年 月 日 ( 年 月 日)			
年度	年 月 日 ( 年 月 日)			
年度	年 月 日 ( 年 月 日)			
年度	年 月 日 ( 年 月 日)			

※ 次回のご案内について

次回の報告書用紙等は、報告期限の2ヶ月前頃に一般財団法人 日本建築設備・昇降機センターから前回の報告者(送付先の指定があった場合は指定先)宛に送付されます。

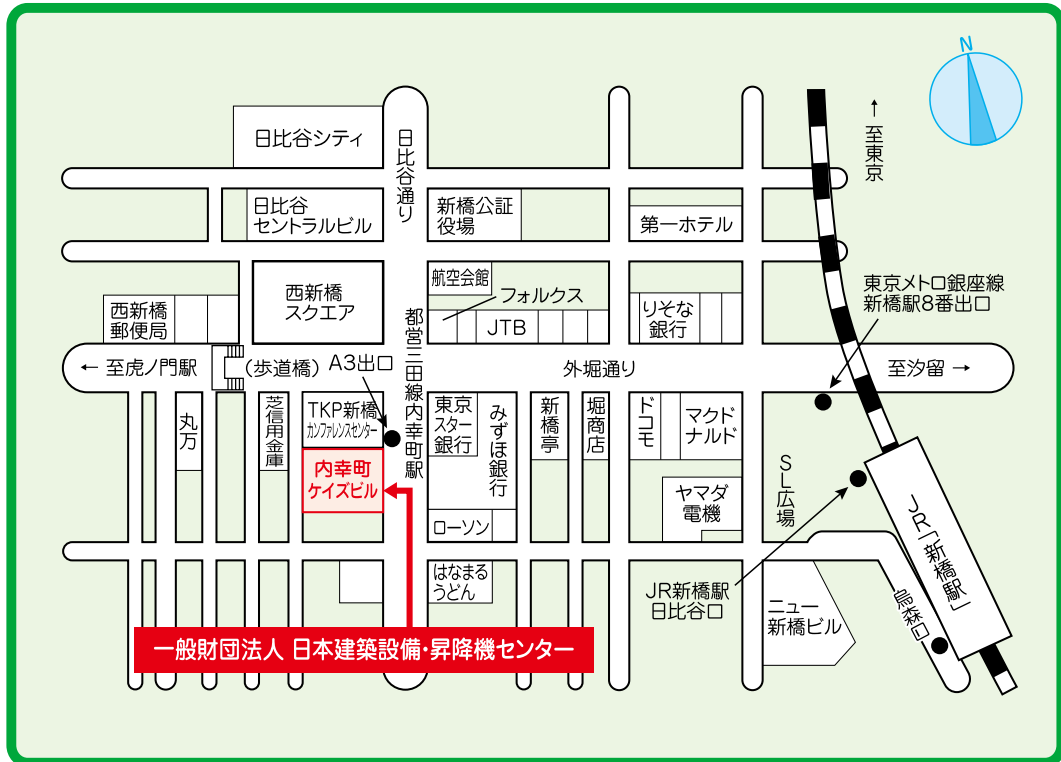
# 都内各特定行政庁一覽表

平成 28 年 12 月現在

特定行政庁	部	課	係名	電話・内線
東京都 都市整備局	市街地建築部	建築企画課	設備担当	5388-3349 (直通)
	多摩建築指導事務所	管理課	調査担当	042-548-2029 (直通)
千代田区	環境まちづくり部	建築指導課	設備審査係	3264-2111 2827
中央区	都市整備部	建築課	設備係	3546-5461 (直通)
港区	街づくり支援部	建築課	建築設備担当	3578-2111 2300
新宿区	都市計画部	建築調整課		5273-4323 (直通)
文京区	都市計画部	建築指導課	設備担当係	5803-1265 (直通)
台東区	都市づくり部	建築課	設備担当	5246-1336 (直通)
北区	まちづくり部	建築課	構造設備係	3908-9184 (直通)
荒川区	防災都市づくり部	建築指導課	構造・設備審査係	3802-4385 (直通)
品川区	都市環境部	建築課	審査担当	5742-9172 (直通)
目黒区	都市整備部	建築課	設備安全係	5722-9068 (直通)
大田区	まちづくり推進部	建築審査課	設備審査担当	5744-1391 (直通)
世田谷区	防災街づくり担当部	建築安全課	建築安全担当	5432-2477 (直通)
渋谷区	都市整備部	建築課	設備係	3463-2742 (直通)
中野区	都市基盤部	建築分野	建築安全・安心担当	3389-1111 5643
杉並区	都市整備部	建築課	建築防災係	3312-2111 3353
豊島区	都市整備部	建築課	定期報告グループ	3981-2198 (直通)
板橋区	都市整備部	建築指導課	建築設備グループ	3579-2577 (直通)
練馬区	都市整備部	建築審査課	設備係	5984-1937 (直通)
墨田区	都市計画部	建築指導課	設備担当	5608-1111 3945
江東区	都市整備部	建築課	設備係	3647-9749 (直通)
足立区	都市建設部建築室	建築審査課	設備係	3880-5278 (直通)
葛飾区	都市整備部	建築課	計画設備係	5654-8357 (直通)
江戸川区	都市開発部	建築指導課	設備係	5662-0749 (直通)
八王子市	まちなみ整備部	建築審査課	設備担当	042-620-7310 (直通)
町田市	都市づくり部	建築開発審査課	建築指導係	042-724-4268 (直通)
府中市	都市整備部	建築指導課	管理係	042-335-4476 (直通)
調布市	都市整備部	建築指導課	構造設備係	042-481-7517 (直通)
武蔵野市	都市整備部	建築指導課	構造設備係	0422-60-1877 (直通)
三鷹市	都市整備部	建築指導課	建築安全監察係	0422-45-1151 2827
日野市	まちづくり部	建築指導課	構造設備係	042-587-6211 (直通)
立川市	まちづくり部	建築指導課	設備担当主査	042-528-4326 (直通)
国分寺市	都市建設部	建築指導課	審査担当	042-325-0111 483
西東京市	都市整備部	建築指導課	構造設備係	042-438-4018 (直通) 平成 29 年 4 月 1 日より業務開始

組織改正等により、組織名称・電話番号が変更となる場合がありますのでご注意ください。

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 定期報告部 東京都港区西新橋 1-15-5 内幸町ケイズビル 2 階  
 電話 03 (3591) 2421 FAX 03 (3591) 2656 e-mail : houkoku@beec.or.jp  
 お問い合わせ先 上記各特定行政庁又は一般財団法人 日本建築設備・昇降機センターへ



**一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター**

URL : <http://www.beec.or.jp>

〒105-0003 東京都港区西新橋1-15-5 内幸町ケイズビル2階

定期報告部

TEL 03-3591-2421

FAX 03-3591-2656

e-mail: [hokoku@beec.or.jp](mailto:hokoku@beec.or.jp)

総務部

TEL 03-3591-2426

企画部

TEL 03-3591-2427

講習事業部

TEL 03-3591-2423

構造判定評価部

TEL 03-5511-7755

認定評価部

TEL 03-3591-2461